

品川区立杜松倶楽部 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

(看護小規模多機能型居宅介護サービス)

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第34号第88条で準用する第9条の規定に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 奉優会
主たる事務所の所在地	東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル5F-A
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事 香取寛
電話番号	03-5712-3770
FAX	03-5712-3771

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	品川区立杜松倶楽部
指定事業者番号	
所在地	東京都品川区豊町4丁目24番15号
電話番号	03-6426-8239
FAX番号	03-6426-8261
営業日	年中無休
営業時間	24時間無休 日中時間帯7:30~22:00
通常の事業の実施地域	品川区 等 ※その他の地域は相談に応じます
登録定員	登録29名 通い15名(1日) 泊まり6名(1日)

3 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	内容
管理者	看護師 介護支援専門員	1人	従業員の管理、サービス実施状況の把握等、施設の管理運営を行う
介護従業者 及び看護従事者	介護福祉士・ ヘルパー1級・2級	7人以上	ご利用者の心身の状況を的確に把握しながら、介護計画書に基づいた介護サービスを行う
	看護師又は准看護師	2.5人以上	健康管理・服薬管理 医師の指示に基づいた医療処置
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	ご利用者の介護計画書の作成・評価を行う

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人奉優会が開設する品川区立杜松倶楽部（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は家庭的な環境と地域住民との交流の下で、要介護者の居宅及び事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p>
運営の方針	<p>1 事業所の職員は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話または必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</p> <p>2 事業の実施に当たっては、事業所は、品川区、在宅介護支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
看護小規模多機能型居宅介護計画の作成		<p>1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。</p> <p>2 利用者に応じて作成した看護小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。</p> <p>3 計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画書を利用者に交付します。</p> <p>4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。</p>
相談・援助等		<p>1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。</p>
通いサービス及び宿泊	介護サービス	<p>1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</p> <p>2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</p> <p>3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。</p>

	健康のチェック	<ol style="list-style-type: none"> 1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。 2 主治医との密接な連携により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
	機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体の介護	<ol style="list-style-type: none"> 1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の安否確認等を行います。

(2) サービスの提供について

①介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

③サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。

④看護小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(3) 利用料金

【介護保険】	所要単位数	1月あたりの 利用料金	1割 自己負担金	2割 自己負担金	3割 自己負担金
要介護 1	12447 単位	138,161 円	13,817 円	27,633 円	41,449 円
要介護 2	17415 単位	193,306 円	19,331 円	38,662 円	57,992 円
要介護 3	24481 単位	271,739 円	27,174 円	54,348 円	81,522 円
要介護 4	27766 単位	308,202 円	30,821 円	61,641 円	92,461 円
要介護 5	31408 単位	348,628 円	34,863 円	69,726 円	104,589 円
【加算】 該当種目のみ算定			1割 自己負担金	2割 自己負担金	3割 自己負担金
□初期加算 (30 単位) 利用開始日から 30 日間			34 円/日	67 円/日	100 円/日
□認知症加算Ⅱ (890 単位)			988 円	1,976 円	2,964 円
□認知症加算Ⅲ (760 単位)			844 円	1,688 円	2,531 円
□認知症加算Ⅳ (460 単位)			511 円	1,022 円	1,532 円
□緊急時対応加算 (774 単位)			860 円	1,719 円	2,578 円
□ターミナルケア加算 (2500 単位)			2,775 円	5,550 円	8,325 円
□総合マネジメント体制強化加算Ⅰ (1200 単位)			1,332 円	2,664 円	3,996 円
□総合マネジメント体制強化加算Ⅱ (800 単位)			888 円	1,776 円	2,664 円
□科学的介護推進体制加算 (40 単位)			45 円	89 円	134 円
□排せつ支援加算Ⅰ (10 単位)			12 円	23 円	34 円
□褥瘡マネジメント加算Ⅰ (3 単位)			4 円	7 円	10 円
□訪問体制強化加算 (1000 単位)			1,110 円	2,220 円	3,330 円
□退院時共同指導加算 (600 単位)			666 円	1,332 円	1,998 円
□生産性向上推進体制加算Ⅱ (10 単位)			12 円	23 円	34 円

□介護職員処遇改善加算Ⅱ	1月につき、所定単位数合計×14.6%×11.1 の1～3割分
食事代 朝食：300円 昼食：600円 夕食：600円	
宿泊費 3,000円	(利用した場合のみ)
その他 オムツや嗜好品購入、理美容、外食については実費負担となります。	

支払方法

月末の翌月27日までに自動引き落としにてお支払いいただきます。

看護小規模多機能型居宅介護サービスは月途中から利用登録をした場合、サービス提供開始日より介護給付サービス費を日割りにて請求いたします。以降、利用登録終了日までは月額で費用が発生いたします。入院等により、サービス利用がない期間についても月額費用が発生いたします。

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じ実費を頂きます。

7 ご利用にあたっての注意点

看護小規模多機能型居宅介護サービスを利用している間は次のサービスが利用できません。

【居宅サービス】

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、訪問看護

【地域密着型サービス】

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

8 苦情申立窓口

サービス内容に関する相談苦情

- ① 当事業所ご利用者 苦情・相談窓口

管理者 和田 直大 電話 03-6426-8239

- ② 品川区福祉部高齢者福祉課 支援調整係

電話 03-5742-6728

- ③ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課

電話 03-6238-0177

9 非常災害時の対策

消防計画は別に定めます。

防火管理者：幸田礼人

避難訓練年2回火災及び地震等を想定した訓練を行います。

防災設備 自動火災報知設備・スプリンクラー設備・非常通報設備・誘導灯・消火器

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、利用開始時にご記載いただいた医療基本情報をもとに主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

11 協力医療機関

名称	医療法人社団 旗の台病院
所在地	東京都品川区旗の台5丁目17-16
電話番号	03-3781-1108
診療科目	内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科 外科、消化器外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科
協力関係	緊急時及び救急時の受け入れ相談と協力

12 個人情報の取り扱い

【個人情報の収集、利用及び提供】

- 1 介護保険サービス提供にかかわる個人情報は、サービス提供前に利用目的の範囲を説明し、同意を頂いたうえで収集致します。
- 2 個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- 3 個人情報の第三者への提供は、情報を頂いたご利用者または情報提供者の依頼、または同意のない限り提供することは致しません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正管理、監督を行ってまいります。

<同意を頂く必要がある個人情報の利用目的の範囲について>

- イ) 奉優会が、ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用
- ロ) 提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用
- ハ) サービス提供に係る施設・事業所などの管理運営業務での利用
- ニ) ご利用者からの依頼に基づいた適正なサービス提供をするための、他サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携
- ホ) ご利用者の身体状況に関するご家族への説明
- ヘ) 奉優会からのサービス等のご案内をするための利用
- ト) 奉優会からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための活用
- チ) 各事業に関する顧客動向分析もしくは商品開発等の調査分析のため
- リ) 行政機関などからの要求で、法令上応じることが義務つけられている事項に対する利用
- ヌ) その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用

1 3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	和田 直大
-------------	-------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者（現に介護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報します。

1 4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5 事故・感染症発生の防止及び対応策

(1) 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、行政、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 6 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.7 運営推進会議

運営推進会議とは、利用者及びご家族、品川区職員及び在宅介護支援センター並びに地域住民の代表者等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的としています。また、地域との連携・ネットワーク構築に積極的に取り組み、地域福祉の推進に資します。ご理解とご参加をお願い致します。

〈運営推進会議の役割〉

- 1 情報提供機能（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）
- 2 教育研修機能（従業者の研修効果）
- 3 地域連携・調整機能（行政機関との連携）
- 4 地域づくり、資源開発機能（安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上）

〈開催頻度〉

おおよそ2ヶ月に1回程度開催いたします。

1.8 介護サービス情報の公表

事業者はサービスの質の向上及び透明性の確保をするとともに、利用者が適切な情報に基づいてサービスを選択・利用できるよう支援するために事業所の介護サービス情報を公表します。

- 1 東京都が指定する情報公表センターに介護サービス情報を報告します。
この情報は東京都指定情報公表センターが公表します。
- 2 年に1回第三者評価もしくはサービス評価を行い、評価結果については行政へ報告するとともに事業所のホームページにて公表します。

1.9 短期利用居宅介護

- 1 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者が登録定員未満の場合に提供することができる。

[算定式]

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等

が、疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。

- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

20 事業所から管理の指定を受けた指定管理者の概要

法人名 社会福祉法人奉優会 代表者 理事 香取寛
所 在 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル5F-A

定款の目的に定めた主な事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 軽費老人ホームの経営

- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ニ) 老人福祉センターの経営
 - (ホ) (介護予防) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (ヘ) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
 - (ト) 生活困難者に対する相談支援事業の経営
 - (チ) 複合型サービス福祉事業の経営
 - (リ) 子育て援助活動支援事業の経営
 - (ヌ) 福祉サービス利用援助事業の経営

この契約の成立を証するため、利用者、利用者代理人、連帯保証人に対して契約書及び本書面について説明し、同意のもとで各署名押印を行い、交付いたしました。
本書は利用者と事業者で1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者 住所 〒 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人 住所 〒 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

連帯保証人 住所 〒 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

事業者住所 東京都品川区豊町4丁目24番15号

事業者(法人)名 社会福祉法人奉優会

事業所名 品川区立杜松倶楽部

(事業所番号)

事業所責任者 和田 直大 印